

○豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例

平成5年3月31日

条例第19号

改正 平成6年3月31日条例第16号

平成7年6月15日条例第28号

平成15年3月31日条例第16号

平成15年3月31日条例第20号

平成16年3月31日条例第17号

平成18年3月31日条例第20号

平成20年3月31日条例第20号

平成20年6月19日条例第38号

平成25年3月28日条例第10号

平成26年3月28日条例第13号

平成26年6月19日条例第33号

平成26年9月30日条例第41号

平成29年3月29日条例第13号

平成30年3月28日条例第12号

令和2年3月27日条例第10号

令和5年3月29日条例第11号

(未施行)

令和5年3月29日条例第12号

豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対し通院医療費又は入院医療費（以下これらを「医療費」という。）の一部を助成することにより、精神障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成15年条例20号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123

号。以下「法」という。) 第5条第1項に規定する精神障害者をいう。

(2) 通院医療費 精神障害者が通院その他病院へ入院すること以外の方法により受ける医療に係る費用をいう。

(3) 入院医療費 入院による医療に係る費用(食事に係るものを除く。)をいう。
(全部改正〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成18年条例20号・25年10号・26年13号・29年13号・令和5年12号〕)

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる精神障害者(以下「受給資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者

(2) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は規則で定める法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者

(一部改正〔平成7年条例28号・15年20号・18年20号・20年20号・25年10号・26年13号〕)

(居住地特例)

第4条 国民健康保険法第116条の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居(以下この条において「病院等」という。)に、入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる精神障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等したことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる精神障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者としな

(追加〔平成20年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例13号〕)

(適用除外)

第5条 第3条及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療を受けることができる者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第

318号)別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者(その者が同法第50条第2号又は第55条の2第1項第2号に該当する者として認定を受けるための申請を行う場合は、当該認定を受けるまでの間は除く。)

(3) 豊橋市子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第11号)に規定する子どものうち15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(その保護者が同条例の規定により医療費の助成を受けることができる者に限る。)並びに豊橋市障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年豊橋市条例第45号)及び豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和53年豊橋市条例第49号)により医療費の助成を受けることができる者

(4) 法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

(一部改正〔平成15年条例16号・20号・16年17号・20年20号・38号・26年13号・33号・41号・30年12号・令和2年10号〕)

(助成の範囲)

第6条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該受給資格者に対する当該各号に定める医療費について、第1号に掲げる受給資格者にあつては通院医療費の額から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第58条第3項に規定する自立支援医療費の額を控除した額を、第2号に掲げる受給資格者にあつては医療費のうち当該受給資格者が負担すべき額を精神障害者医療費として助成する。

(1) 支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神通院医療に係るものに限る。)を受けている者 通院医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係る通院医療費に限る。)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 医療費(前号に掲げる通院医療費を除く。)

2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(追加〔平成26年条例13号〕、一部改正〔平成29年条例13号〕)

(認定の申請)

第7条 受給資格者又はその家族等(法第5条第2項に規定する家族等をいう。以下同じ。)は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に当該受給資格者が医療費の助成の対象者である旨の認定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認めるときは、精神障害者医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付する。

(全部改正〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成20年条例20号・26年13号・令和5年12号〕)

(受給者証の提示)

第8条 医療費の助成を受けようとする受給資格者又はその家族等は、愛知県内に所在する医療機関(第6条第1項第1号に掲げる受給資格者に対する医療の給付にあつては、支援法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関)で医療を受ける場合には、別に定めるときを除き、当該医療機関に受給者証を提示しなければならない。

(全部改正〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成18年条例20号・20年20号・26年13号・29年13号〕)

(助成の申請)

第9条 受給資格者(前条の規定により受給者証を提示して医療を受けた受給資格者を除く。)又はその家族等は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長にその旨を申請しなければならない。

(追加〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成20年条例20号・26年13号〕)

(助成の方法)

第10条 第8条の規定により受給者証を提示して医療を受けた場合における医療費の助成は、当該医療機関からの請求に基づき、当該医療機関に支払うことにより行う。

2 前条の規定により助成の申請を受けた場合における医療費の助成は、当該申請者に支払うことにより行う。

(追加〔平成15年条例20号〕、一部改正〔平成18年条例20号・20年20号・26年13号〕)

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給資格者が医療費の助成に係る疾病又は負傷に関し損害賠償の支払を受けたときは、その額の限度において医療費の全額若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(追加〔平成20年条例20号〕、一部改正〔平成26年条例13号〕)

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者からその助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成15年条例20号・26年13号〕)

(届出義務)

第13条 受給者証の交付を受けている者が、氏名又は住所、加入している国民健康保険又は社会保険の種類その他市長が定める事項を変更したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成15年条例20号・20年20号・26年13号〕)

(報告)

第14条 市長は、医療費の助成に関し必要があると認めるときは、受給資格の認定又は医療費の助成を受け、又は受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(一部改正〔平成15年条例20号・26年13号〕)

(受給権の保護)

第15条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(一部改正〔平成15年条例20号・26年13号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成15年条例20号・26年13号〕)

附 則

この条例は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日条例第16号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月15日条例第28号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第16号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第20号）
（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第17号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第20号）
（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第20号）
（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定により本市の通院医療費又は入院医療費の助成を受けていた者であって、改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定により当該助成が受けられなくなったもの（他の地方公共団体の条例等により豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例と同等の助成を受けることができる者を除く。）に関する通院医療費又は入院医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月19日 条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日 条例第10号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成26年 3 月28日 条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 7 条の改正（「保護者」を「家族等」に改める部分及び「第20条第 1 項」を「第33条第 2 項」に改める部分に限る。）、第 8 条の改正（「保護者」を「家族等」に改める部分に限る。）及び第 9 条の改正（「保護者」を「家族等」に改める部分に限る。） 平成26年 4 月 1 日

（2） その他の改正 平成26年10月 1 日

（経過措置）

2 改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定（附則第 1 項第 1 号に掲げる改正に係る部分を除く。）は、平成26年10月 1 日以降の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月19日 条例第33号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月30日 条例第41号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月29日 条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月28日 条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の豊橋市障害者医療費の助成に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の豊橋市母子父子家庭等医療費の助成に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の豊橋市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療から適用し、同日前の医療については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日条例第10号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第12号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。